

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026年4月号 | Volume 53

目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026年4月1日時点)	p.2-3
	インドネシア オーストラリア ベトナム タイ フィリピン	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

1. インドネシア財務大臣は、国有企業の再編プロセスを支援するため、合併、統合、分割または取得の枠組みにおける資産の譲渡および取得に係る簿価使用に関する税務上の取り扱いについて見直しを行い、財務大臣規則を公布しました。主な変更点は、国有企業の定義の拡大、事業継続期間の変更、簿価使用に関する規定の評価です。
2. オーストラリア財務省は、グローバルミニマム課税(GloBE)の規則に対する改正案の公開草案を公表し、意見を募集しています。この改正案は、OECDが公表したガイダンスを適切に取り込み、オーストラリアにおけるPillar2のトップアップ税の効果的な運用を確保することを目的としています。
3. ベトナム財務省は、2025年CIT法および政令320/2025の施行に関するガイダンスを示しました。通達20号が2026年3月12日から施行され、2025年度以降の課税年度に適用されます。本通達は、書類手続き、プロセスおよび管理に関するガイダンスに重点を置いており、企業が新しいCIT制度を実務上どのように適用するかを判断する上で重要な役割を果たします。またベトナム企業だけでなく、ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外国企業にも大きな影響を及ぼします。

インドネシア



自然災害、礼拝、慈善、社会または文化的目的のために寄贈される贈与品・寄付品の輸入に係る輸入関税および物品税の免除

2025年12月29日、財務大臣は、自然災害、宗教行為、慈善、社会または文化的目的のために寄贈される贈与品・寄付品の輸入に係る輸入関税および物品税の免除を規定するPMK-99を公布しました。

合併、統合、分割または取得における資産の譲渡・取得に関する簿価使用ルールの改正、税務徴収手続の実施規則

国有企業の再編プロセスを支援するため、財務大臣は、合併、統合、分割または取得の枠組みにおける資産の譲渡および取得に係る簿価使用に関する税務上の取り扱いについて見直しを行い、財務大臣規則PMK-1を公布しました。主な変更点は、国有企業の定義の拡大、事業継続期間の変更、簿価使用に関する規定の評価です。

また2025年12月31日、DGT(国税総局)は未納税額の徴収手続きを定めるPMK-61の規定を実施するため、以下2つの規則を公布しました。

1. PER-26: 未納税額の徴収を目的として、証券取引所で取引されている株式のブロッキング、差押え、売却、および顧客資金口座(Rekening Dana Nasabah)に保有されている資金の移転に係る詳細な手続きを規定
2. PER-27: 税務徴収の実施を支援するため、特定の公共サービスへのアクセス制限または利用停止に関する勧告の発行および/または要請提出の手続きを規定。PER-27によりDGTが利用可能な執行手段の範囲が大幅に拡大され、PER-24は正式に廃止された。

断食明け大祭休暇期間における国内航空券のVAT優遇措置

2026年2月6日、財務大臣は、今後の断食明け大祭(イード・アル=フィトル)休暇期間における国内航空輸送サービスにかかるVATの100%を政府が負担する形での優遇措置を規定するPMK-4を公布しました。

オーストラリア



2026年度報告対象税務ポジション(RTP)の記載要領

オーストラリア税務当局(ATO)は、2026年度の報告対象税務ポジション(RTP)スケジュールの記載要領を公表しました。2026年度のRTPスケジュールにおいて新しく追加または更新された項目では、従来に比べてより広範な情報開示が求められるものも含まれています。

グローバルおよび国内最低税率ルールに対する改正の公開草案

財務省は、2024年課税(多国籍企業のグローバルおよび国内最低課税)規則に対する改正案の公開草案を公表し、意見を募集しています。この改正案は、経済協力開発機構(OECD)が公表したガイダンスを適切に取り込み、オーストラリアにおける第二の柱(Pillar2)のトップアップ税の効果的な運用を確保することを目的としています。

GloBE情報申告書のオーストラリアと他の法域間での共有

GloBE情報申告書(GIR)に関する多国間の権限ある当局間合意(GIR-MCAA)は、税務当局間でGIRの自動的な交換を促進するための多国間合意であり、Pillar2の実施を支援する行政ツールとして機能します。GIR-MCAAが二つの法域間で効力を持つためには、両法域が合意署名し、GIR情報の送受信を行う意向をOECD調整機関事務局に通知するとともに、必要な法的および運用上の枠組みが整備されていることを確認する必要があります。

オーストラリアは2026年1月28日にGIR-MCAAに署名しました(GIR-MCAAに現在署名している国については最新リストをご参照ください)。

税務委員会による過少資本税制改革のレビュー

政府は税務委員会に対し、最近の過少資本税制改革の独立レビューの実施を要請しました。このレビューにおいて税務委員会は、改正が意図された政策目的に沿って機能しているかどうかを評価します。税務委員会は最終報告書の作成に向けて公開協議を実施し、最終報告書は2027年2月1日までに政府に提出される予定です。

詳細は、[Monthly Tax Update March](#) をご参照ください。

ベトナム



新 CIT 法に関する重要な新ルール

2026年3月12日、財政省は通達 20/2026/TT-BTC を発行し、2025年 CIT 法および政令 320/2025 の施行に関するガイダンスを示しました。通達 20 号は発行当日から施行され、2025年度以降の課税年度に適用されます。

通達 20 号は書類手続き、プロセスおよび管理に関するガイダンスに重点を置いており、企業が新しい CIT 制度を実務上どのように適用するかを判断する上で重要な役割を果たします。通達 20 号はベトナム企業だけでなく、ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外国企業にも大きな影響を及ぼします。

タイ



関税フリーゾーンの現地調達率に関する改正案

タイ関税局は現在、関税フリーゾーンで製造され、国内販売される製品について、現地調達率の算定方法およびその要件に関する改正案を検討しています。本改正案は、タイ原産の原材料および労働力の利用促進とともに、関税フリーゾーン域内での「実質的な変更」の基準をより厳格化することを目的としています。本改正案は現在検討段階ですが、実現すれば関税フリーゾーンの関税免除制度を利用しているサプライチェーン全体に影響を及ぼす可能性があります。

フィリピン



登録企業による国内販売の取り扱いに関する変更

内国歳入庁(BIR)は2026年2月16日に歳入規則(RR No. 1-2026)を公表し、2025年に公表された RR No. 9-2025 の一部を改正しました。本歳入規則は、特に登録企業(Registered Business Enterprises)による国内販売にかかる VAT の取り扱いを明確化しており、登録企業および登録企業と取引のある企業にとって実務上重要なアップデートになります。RR No.1-2026 は3月3日より有効となっています。

2026 年度税制改正速報解説

PwC 税理士法人は 2026 年 2 月 6 日(金)より、2026 年度税制改正の主な改正項目について解説するオンラインセミナーをオンデマンド配信します。

配信期間:2026 年 2 月 6 日(金)~6 月 30 日(火)

戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応—生成 AI 活用の潮流と取り組み—

本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービスである Tax Transformation Accelerator をご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成 AI の活用に関して、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間:2025 年 7 月 24 日(木)~2026 年 6 月 30 日(火)

日豪税務コネクト— 2026 Tax filings - latest rules, changes and developments

本ウェブキャストでは、直近の税制改正を踏まえ、特に日系多国籍企業のオーストラリア子会社が注意すべき税務コンプライアンスのポイントを解説します。具体的には、法人税申告における最新の情報開示要件や、情報開示が必要な重要な税制ルールを取り上げ、2026 年度の確定申告準備に役立つ情報を日本語で提供します。特に、ハイブリッドミスマッチルール、Pillar 2、DDCR、移転価格関連の事項は、オーストラリア国内だけでなく日本本社による適切な関与も不可欠なテーマとして扱います。

配信期間:2026 年 3 月 18 日(水)~2026 年 6 月 30 日(火)

日豪税務コネクト— Public Country by Country Reporting

2024 年 7 月より施行された「オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー(CbC)レポーティング」制度について取り上げます。本制度は、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、国別の税務・財務情報の公表を義務付けるものであり、日系企業の本社およびオーストラリア現地法人にとって重要な対応事項となっています。適用範囲は広範であり、透明性確保の観点からも、日本の本社およびオーストラリアの子会社の双方にとって重要なコンプライアンスかつガバナンスの課題となっています。この制度について、日本語で、ウェブキャストを通じて以下の内容を説明します。

- オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー(CbC)レポーティングの概要
- 公開が求められる主要な情報項目と想定されるデータソース
- ほかの制度や義務(例:EU の公開 CbC 報告、OECD の非公開 CbC 報告)との主な相違点
- 日本の本社およびオーストラリア拠点の現地スタッフが取るべき実務上の対応(データ準備、ガバナンス、対外開示など)

配信期間:2025 年 11 月 26 日(水)~2026 年 6 月 30 日(火)

日本企業のためのファミリーガバナンス グローバルファミリービジネスサーベイ 2025 日本分析結果

PwC では、グローバルファミリービジネスサーベイを隔年で実施しています。第 12 回となる 2025 年の調査では、60 以上の地域で 1,325 名のファミリービジネスリーダーへのインタビューを実施しました。本セミナーでは、グローバルと比較した日本のファミリービジネスの課題や特徴について、分析結果を解説します。

配信期間:2026 年 3 月 4 日(水)~6 月 30 日(火)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、 濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、 余村 裕樹	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、 武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、 青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.